

2. 会計年度任用職員の勤務体制と待遇について

(2) 小中学校・幼稚園で勤務する会計年度任用職員の実態について

【答弁】

2. 会計年度任用職員の勤務体制と待遇についての(2)につきましてお答えいたします。

現在、幼稚園の会計年度任用職員である講師につきましては、正職員である教諭が基本は学級担任をし、講師は可能な限り担任をしないですむように調整をしております。学級担任には、保育計画や保護者連絡、指導要録など、幼児の指導に関わる書類作成業務がありますので、講師が担任をする場合には、外部関係機関との連携会議や、教育研究会での発表、園務分掌などの業務で軽減を図っているところです。

また、本市の幼稚園講師の報酬は、近隣他市と比較しても低く、欠員が生じることを避けるため、待遇改善を検討しているところでございます。

令和3年度より実施予定の3年保育の職員体制につきましては、学級の人数が少ないクラスは合同保育を行い、教諭を主担者とし、講師を副担として講師の負担軽減に努める予定でございます。

併せまして、2月広報で約10人の幼稚園講師を募集しておりましたが、欠員の可能性もありますことから、週29時間未満の短時間非常勤職員の募集も行い、幅広く講師確保に努めているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、各園の状況を十分に把握し、同じ園での異年齢、あるいは他園との同年齢での合同保育も積極的に進めることで、限られた人員の中でも少人数によるきめ細やかな保育と、集団保育を保障できるよう努めてまいります。